

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する指定について

1 はじめに

地方自治法第180条の規定する議会の権限の属する軽易な事項でその議決により指定したのものとして、専決処分にすることができる事項を定めております。「市長の専決処分事項の指定について」の一部を改正することで、地方自治法第180条による専決処分にすることができる事項に、解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算の補正を加える改正を行います。

2 改正内容

市長の専決処分事項の指定について

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として、次のとおり指定する。</p> <p>1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下の額を定めること。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等により賠償金が補填される事故については、その保険金等の額に100万円を加えた額以下の額とする。</p> <p>2 災害又は突発的な事故により、緊急に必要な最低限度の経費に係る予算を補正すること。</p> <p>3 <u>解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算を補正すること。</u></p> <p>4 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴う条例改正を行うこと。ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として、次のとおり指定する。</p> <p>1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下の額を定めること。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等により賠償金が補填される事故については、その保険金等の額に100万円を加えた額以下の額とする。</p> <p>2 災害又は突発的な事故により、緊急に必要な最低限度の経費に係る予算を補正すること。</p> <p>3 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴う条例改正を行うこと。ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。</p>

【改正内容】

第3項

解散、欠員等の事由による選挙の場合、事由が生じてから公示（告示）までの期間が短い場合が多く、臨時議会を開催する暇がなく、選挙の執行に当たっては市の裁量の余地がほとんどないことから、選挙費に係る予算の補正を専決処分することができる事項を追加する改正をします。

第4項

第3項を新設することによる項ズレを対応するものです。

3 施行予定日 令和7年5月1日